

社会福祉法人小茂根の郷定款細則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人小茂根の郷定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人小茂根の郷定款（以下「定款」という。）第37条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる特別養護老人ホーム及び老人デイサービス事業等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び理事長、副理事長、常務理事、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第10条第1項の規定により理事会の決定事項については、別表1の通りとする。

2 理事長、副理事長及び常務理事並びに施設長の職務権限については、別表2の通りとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第10条第6項の規定による意思の表示を別紙1の様式により行うものとする。

(職務の代理)

第6条 定款11条第1項の規定による理事長に事故ある時は、別に規定ある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。

順位	職務代理者
第一位順位	副理事長にある理事
第二位順位	常務理事にある理事
第三位順位	施設長にある理事’

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第7条 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第9条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(表決の方法)

第10条 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録等)

第11条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事現員（評議員現員）
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言の内容
- (9) 議案に関する審議の結果
- (10) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (11) その他必要と認めた事項

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監事

(監事の監査)

第12条 定款12条第1項の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上決定するものとする。なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正化を確認すると共に事業

報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証書書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第4章 雑則

(事業計画及び予算執行の特例)

第13条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

付則 この細則は、平成16年4月8日より施行する。
この細則は、平成25年10月31日より施行する。

別紙 1 (第5条関係) 様式

1. 平成 年 月 日開催の理事会に

- ・ 御出席
します。
- ・ 御欠席

御欠席の場合

御欠席理由

お手数ですが、ご都合のため欠席の場合は、下記により議案に関する意思を表示してください。

私は、当日付議される審議議案については次のように意思表示をいたします。
(どちらかに○を付して下さい)

- | | | | | |
|---------|---|--------------|---|---------|
| 2. 議案事項 | 第 | 号議案について承認します | ／ | 承認しません。 |
| 議案事項 | 第 | 号議案について承認します | ／ | 承認しません。 |
| 議案事項 | 第 | 号議案について承認します | ／ | 承認しません。 |

ご意見欄

平成 年 月 日

社会福祉法人 小茂根の郷 理事長 殿

御芳名

印

別表 1 (第 4 条関係)

理事会の法人業務決定事項

定款第 10 条の規定による業務決定事項の内容
1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
3) 定款の変更
4) 合併
5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
6) 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項
7) 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
8) 施設長の任免その他重要な人事
9) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約
10) 役員報酬に関する事項
11) 評議員の選任
12) その他、法人の業務に関する重要事項

別表2 (第4条関係)

事案決裁専決事項

[一般・人事に関する事案]

事案	役職名 区分	理事長	副理事長	常務理事	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関すること	○				
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○				
3	規程、規則等の制定改廃に関すること	○				
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○				
5	予算の流用・予備費の支出	○				
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○				
7	公示、広告に関すること		○			
8	寄付の募集及び受領に関すること		○			
9	訴訟に関すること	○				
10	債権の免除・効力の変更に関すること	○				
11	法人の組織及び権限に関すること	○				
12	職員の任免に関すること	○				
13	職員の配置に関すること		施設長 ○			
14	臨時職員、嘱託員の採用に関すること		医師 ○			
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること			所長以上 ○	所属職員 ○	*
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること			所長以上 ○	所属職員 ○	*
17	職員の初任給に関すること	○				
18	職員の昇給決定に関すること	○				
19	休業、復職、退職、育児・介護休業に関すること			○		

事 案	役職名 区分	理事長	副理事長	常務理事	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	
20	職員の表彰、懲戒、解雇に関する事	○				
21	職員の人事記録及び身分証明書に関する事			○		
22	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事			○		
23	職員健康診断の実施に関する事				○	*
24	被服貸与等に関する事				○	*
25	利用者の日常の処遇に関する事				○	*
26	利用者の預かり金の日常の管理に関する事				○	*
27	施設整備の保守管理・物品の修理等に関する事				○	*
28	薬品、給食材料の処分に関する事				○	*
29	自動車の運行管理に関する事				○	*
30	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	○				
31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事			○		
32	職員の研修に関する事			○		
33	諸証明に関する事				○	*
34	金融機関を指定する事	○				

備考*1 No. 15、16、23、24、25、26、27、28、29、33のうち、施設長が特に認めるものは、理事長の決裁を得てその決裁権限をセンター長に委譲することができる。

*2 専決事項の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

[法人収入に関する事案]

事 案	役職名 区分	理事長	副理事長	常務理事	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	
1	委託費及び補助金の収入に関すること	○				
2	過誤納金の充当又は還付に関すること				○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること			○		
4	受贈の承認・寄付金に関すること	30万円以上	10万円以上 30万円未満	10万円未満		
5	その他の収入に関すること				○	

[法人支出に関する事案]

事 案	役職名 区分	理事長	常務理事	常務理事	施設長	備考
		専決事項	専決事項	専決事項	専決事項	
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関すること	200万円以上 1,000万円未満	100万円以上 200万円未満	10万円以上 100万円未満	10万円未満	
2	請負又は委託に関すること	200万円以上 1,000万円未満	100万円以上 200万円未満	10万円以上 100万円未満	10万円未満	
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等 定期的支出に関すること				○	
4	分担金、負担金等に関すること			○		
5	緊急を要する物品の購入		○			

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。